

## 処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の15第2項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係 (058-271-2424)
備 考：